

社会福祉法人神戸市中央区社会福祉協議会 役員報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸市中央区社会福祉協議会（以下「法人」という）の役員報酬に関する事項を定める。

(報酬の対象)

第2条 この規程に基づいて報酬を支給する役員は、監事のうち公認会計士又は税理士の資格を有する者とする。

(報酬の支給)

第3条 報酬は、法人の財産の状況に関する監査、及び法人の理事会、評議員会に出席した場合に支給する。

(報酬額)

第4条 報酬額は下記のとおりとする。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 法人の財産の状況に関する監査 | 1回につき、30,000円以内（税込） |
| (2) 法人の理事会、評議員会への出席 | 1回につき、10,000円以内（税込） |
| (3) 会計年度内の役員の報酬総額 | 150,000円以内（税込） |

(支給方法)

第5条 本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関口座にその都度振り込むこととする。

(公 表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。